

「点検業務」について

1. 「点検業務」とは、「診療報酬明細書」を対象に「点数表の解釈」及び「薬価基準」に基づき、また「診療報酬明細書の記載要領」に則って作成されているか、点検を行うことをいう。

2. 「点検業務」の具体的内容は下記項目とする。
 - ① 保険者番号・記号番号の記載漏れ、記載誤り
 - ② 氏名・性別・生年月日の記載漏れ
 - ③ 診療開始日と初診料算定の不一致（または「他保より移行」備注記記載漏れ）
 - ④ 病名欄の記載漏れ
 - ⑤ 初診料、再診料の各種加算の算定誤り
 - ⑥ 再診料の外来管理加算の算定誤り
 - ⑦ 病名と各診療行為との算定ルール上の不一致
 - ⑧ 各種医学管理料及び在宅医療の算定要件を満たしているかの確認及び他の診療行為との整合性
 - ⑨ 薬品名の規格、単位の確認
 - ⑩ 内服薬の多剤投与確認、後発品の確認
 - ⑪ 注射による手技料の確認
 - ⑫ 処置、手術・麻酔、検査の固定点数の算定誤り、同時算定の可否、包括項目の点数、検体採取料算定漏れ確認
 - ⑬ 画像診断、リハビリテーションの算定誤り
 - ⑭ 重複算定不可項目